



平成 28 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 クラスターテクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役社長 安達 稔
(JASDAQ・コード番号 4240)
問合せ先 取締役管理本部長 稲田 盛一
(TEL 06 - 6726 - 2711)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、そのための「定款一部変更の件」を本年 6 月 28 日開催予定の第 25 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置して、社外取締役の機能を活用し取締役会の監査・監督機能を一層強化することによって、コーポレート・ガバナンスを充実させるとともに、経営の効率化を図ります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 25 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

① 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)によって、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されて株式会社は任意に移行することが可能となっております。取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行したく存じます。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に係る規定の新設、監査役および監査役会に係る規定の削除、取締役および取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものであります。

② 改正会社法によって、非業務執行取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、責任限定契約の対象を拡大して適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第 30 条(取締役の責任免除、変更後の定款第 30 条)の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③ その他、字句の修正、条数の修正等を行うものであります。

また、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が生ずるものといたします。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 6 月 28 日(金)

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 6 月 28 日(金)

3. その他

本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>監査役</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(3) <u>監査役会</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第7条 (条文省略)</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(新 設)</u></p> <p>(選任の方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 80px;">(削 除)</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第7条 (現行のとおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">(削 除)</p> <p>第8条～第18条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は8名以内とする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>取締役(監査等委員である取締役を含む。)</u>の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>③ <u>取締役(監査等委員である取締役を含む。)</u>の選任決議は、累積投票によらない。</p>

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新 設)

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または、増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(新 設)

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任する。

② 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。

④ 会社法第329条第3項に基づき選任された監査等委員である取締役の補欠の選任決議が効力を有する期間は、当該選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選任する。

② 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条 (現行のとおり)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した<u>取締役および監査役は</u>、署名し、または、記名押印する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第25条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した<u>取締役が</u>署名し、または、記名押印する。</p> <p>第28条 (現行のとおり)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行のとおり) ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
---	---

<p><u>(選任の方法)</u> <u>第32条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u> <u>第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(常勤監査等委員)</u> <u>第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査等委員が署名し、または、記名押印する。</u></p>
--	---

<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役は、署名し、または、記名押印する。</u></p> <p><u>(報酬等)</u> <u>第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の実任免除)</u> <u>第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 40 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p><u>(報酬等)</u> <u>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 43 条 (条文省略)</p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 36 条～第 37 条 (現行のとおり)</p> <p><u>(報酬等)</u> <u>第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 39 条 (現行のとおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等を決定する機関)</u> <u>第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>
---	--

<p><u>(剰余金の配当)</u> <u>第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> <u>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>(中間配当)</u> <u>第 45 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>(除斥期間) <u>第 46 条 配当財産が金銭であるときは、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u> <u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準)</u> <u>第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3月31日とする。</u> <u>② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9月30日とする。</u> <u>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間) <u>第 42 条 配当財産が金銭であるときは、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u> <u>② 前項の未払配当財産には利息をつけない。</u></p> <p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>1 当会社は、第25回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 第25回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限度とする契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</u></p>
--	---

以上